

主な検討事項に対する考え方（案）について

1 （仮称）プランⅣの名称について

(1) 事務局案

「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」に基づき策定するものであるが、LGBTQなど性的マイノリティをはじめとした多様な個人を尊重する社会の進展に合わせた新たな名称とする。

なお、当該計画の概要及び改定回数が不明確にならないよう、「東海市男女共同参画プランⅣ」を新たな名称の前後に残す。

(2) 名称イメージ

- （新名称） ～東海市男女共同参画プランⅣ～
- 東海市男女共同参画プランⅣ ～●●●●●（新名称）～

(3) 今後の進め方

計画案全体を俯瞰した上で、新名称を決定することが望ましいと考えるため、骨子案策定後の令和7年度（2025年度）上半期を目途に推進会議、本部会議及び審議会での協議を経て決定する。

2 計画の期間について

(1) 事務局案

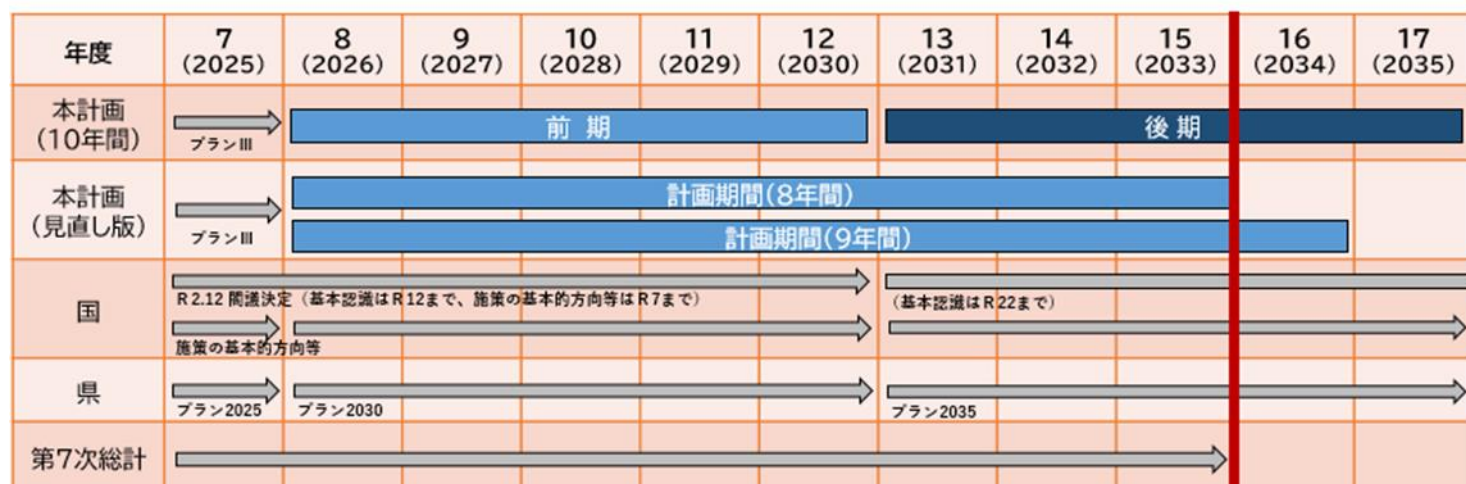
令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とする。

(2) 理由

総合計画の策定と同時期や1年後に計画を策定することにより両計画の施策について関連性を高めるとともに、一体的に取り組む推進することができるメリットがあるものの、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画プランを勘案して、策定する必要があるため、総合計画と合わせた場合、国県の動向を踏まえた計画策定が困難になる。

また、男女共同参画の推進に向けた成果指標についても、国県の内容を基本的に参考としながら、状況に応じ、総合計画等に設定しているものも含め検討する。

(3) 各計画の策定期間のイメージ



3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応

(1) 事務局案

本計画に内包する。

(2) 理由

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（厚生労働省告示第111号）によると、「基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる」とされている。

愛知県においても、DV防止基本計画と一体的に策定されていること及び困難な問題を抱える女性支援に関する施策と、DV防止に関する施策は関連性が高く、一体的なものとして策定することで、一体的な施策展開及び支援体制を整備することができると考えられる。

(3) 継続検討事項

福祉的な要素が強いことから、福祉分野の最上位計画である総合福祉計画への内包等について、第4次総合福祉計画の中間見直し年次（令和10年度（2028年度））や第5次総合福祉計画のスタート時期（令和16年度（2034年度））を見据えた検討を社会福祉課と継続して検討する。

なお、DV対策基本計画と一体的に策定することが望ましいものであることから当該計画の総合福祉計画への内包等についても合わせて検討する必要がある。

4 （仮称）プランⅣの推進ロゴマークの作成

(1) 事務局案

作成しない。

(2) 理由

ロゴマークを通じた男女共同参画の推進及び啓発は、ロゴマークに対する認知度が高い方が有効であり、市単独で作成するのではなく、国が全国的に推進・活用しているものを使用した方が効果的であると考え。

具体的な活用シーン（会議資料・名刺・講座チラシへの印刷等）が少ない中、単独で作成した場合、風化してしまい活用されなくなる可能性があることや、計画更新時にカスタマイズ等が必要となりコストが発生する懸念がある。

「らのまち」や「ゼロカーボンシティ」などのまちのイメージを継続的にPRするロゴマークと異なり、計画を推進するためのロゴマークは効果が低いと考える。

(3) 【参考】国の男女共同参画シンボルマーク

